

○厚生労働省告示第五百十五号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、平成二十五年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十七万八千二百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年九月二十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子